

最高裁秘書第3054号

令和3年10月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第24号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年4月30日（令和3年度（最情）諮詢第8号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第24号）

件名：司法修習生から提出された特定の趣旨の特定日付の要望書等の不開示判断
(存否応答拒否)に関する件

答申書

第1 委員会の結論

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（特定年月日付で、特定の期の司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月22日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（特定の年月日付で、特定の期の司法修習生から提出された文書。以下「本件要望書」という。）につき、個人識別情報となるのは提出した司法修習生の氏名だけである。

また、本件要望書が存在することは、本件要望書の提出者本人であることを名乗る特定名のツイッターアカウント（特定の期の特定地方の弁護士）のツイートで公表されているところ、本日時点でも当該ツイートが削除されていないことからすれば、そのことによって何らかの不利益を発生しているわけではないといえる。

そのため、提出した司法修習生の氏名だけを抹消すれば、本件開示申出文書に該当する文書の開示により個人の権利利益を害するおそれはないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件要望書が存在することは本件要望書の提出者本人であることを名乗る者のSNSにおいて公表されており、令和3年3月29日時点でも削除されていないことから、提出者の司法修習生の氏名のみを不開示とすれば、本件要望書を開示しても個人の権利利益を害するおそれはない旨主張する。

しかし、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、集合修習のカリキュラムを受講するに当たって司法修習生が使用するパソコン等の情報通信機器及びインターネット環境の整備の整備費用及び通信費用は司法修習生の自己負担とすることとした司法研修所の決定に対して、集合修習の機材・通信費用の支給について記載された特定の日付の要望書を特定の期の司法修習生が司法研修所に提出した事実の有無が公となる。

特定の期の集合修習をオンライン方式により実施する旨の司法研修所の決定は、司法修習の実施に関する重大な決定であったこと、このような決定に対して司法修習生が本件要望書を提出したとすれば、そのこと自体も非常にまれな事例であるといえること、本件要望書は日付で特定されていることからすれば、仮に上記事実が存在した場合には、司法修習生間のやり取り等の他の情報と照合することにより、本件要望書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり、ひいては、当該特定の司法修習生が特定の考え方や思想を記載した本件要望書を提出したという事実が明らかになることになる。

したがって、司法修習生が本件要望書を提出したという事実の有無に係る情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで不開示情報に相当する情報を開示することになるから、その存否を明らかにしないで不開

示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年4月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件の開示申出は、特定の期の集合修習をオンライン方式により実施することとし、同修習のカリキュラムを受講するに当たって司法修習生が使用するパソコン等の情報通信機器及びインターネット環境の整備の整備費用及び通信費用は司法修習生の自己負担とすることとした司法研修所の決定に関し、特定の司法修習生から本件要望書が提出されたことを前提として、本件要望書及び本件要望書に関する司法研修所の検討内容が書いてある文書の開示を求めるものである。

上記決定の趣旨及び本件要望書の性質からすると、上記決定は司法修習の実施に関する重大な決定であり、このような決定に対して司法修習生が本件要望書を提出したとすれば、そのこと自体が非常にまれな事例であることがうかがわれ、このことを説明する最高裁判所事務総長の上記説明は首肯することができる。そして、当委員会が委員会庶務を通じて確認したところによれば、本件要望書が日付で特定されていること、集合修習の機材・通信費用の支給についての要望であることが認められ、これらの事実と司法修習生という集団の規模などを踏まえれば、仮に本件要望書が提出されたという事実が存在した場合には、司法研修所の対応と司法修習生間のやり取り、その他の情報と照合することにより、司法修習関係者等において本件要望書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり、ひいては、当該特定の司法修習生が特定の考え方

や思想を記載した本件要望書を提出したという事実が明らかになることが推認されるから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、特定の司法修習生が特定の考え方や思想を記載した本件要望書を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。よって、本件存否情報は、法5条1号に規定する情報に相当する情報であるということができ、同号ただし書イからハまでに相当するような事情も認められない。

苦情申出人は、本件要望書が存在することは、本件要望書の提出者本人であることを名乗る特定名のツイッターアカウント（特定の期の特定地方の弁護士）のツイートで公表されていることから、本件要望書を提出した司法修習生の氏名だけが個人識別情報となる旨主張するが、上記ツイートが存在したとしても、そのことをもって特定の司法修習生が特定の考え方や思想を記載した本件要望書を提出したという事実が存在することを前提として同事実が公になっているとは認められないから、上記主張を採用することはできない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子